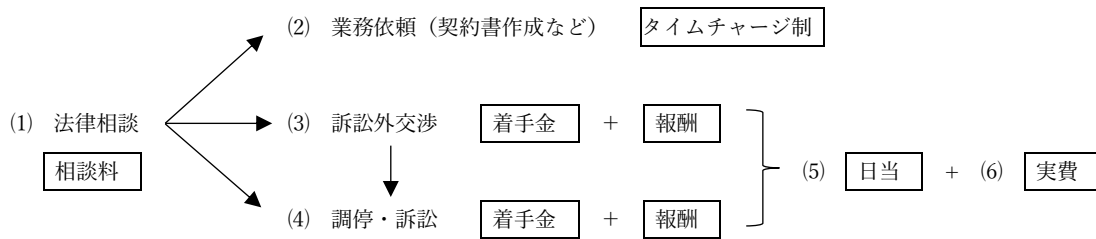


弁護士費用のご案内

1, 概要・種類

- ▶以下費用は目安であり、具体的な金額は、相談料を除き、事前にご説明のうえ、合意が生じた場合に発生します。
- ▶事案の内容や難易により増減する場合があります。記載のないものは、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準を基準に柔軟に対応いたしますので、打合せの際にご相談ください。



<説明>

- 「相談料」(法律相談のみの料金。下記2のとおり)
- 「タイムチャージ制」(リーガル調査、契約書の作成等を依頼する場合の料金。最低料金あり。下記3のとおり)
- 「訴訟外交渉費用」(交渉等の依頼。下記4以下のとおり)
- 「調停・訴訟費用」(調停・訴訟等の依頼。下記4以下のとおり)
- 「日当」:別途ご負担となります。
 - ・県内で片道90分以上要する地域での業務 2万円 / 日
 - ・県外業務 3万～5万円 / 日
- 「実費」:印紙代、切手代、当社費用、交通費などの実費は別途ご負担となります。

- ▶以下の金額は、特段の表示のない限り、「税別」となります。
- ▶個人の方で、資力・収入の状況により、弁護士費用等の準備が困難な方については、日本司法支援センター（略称、法テラス）による援助制度が利用できる場合があります。

2, 法律相談料（予約制）

30分	5,000円
-----	--------

- ▶法律相談のみの費用になります。継続的な「電話」相談はご遠慮いただいております。

3 タイムチャージ制

1時間	2万円～4万円（最低料金の定めあり）
-----	--------------------

- 【例】
- リーガル調査依頼 2時間程度なら4万円～8万円（最低料金2万円）
 - 契約書チェック 2時間程度なら4～8万円（最低料金5万円）
 - 契約書作成 5時間程度なら10万～20万円（最低料金10万円）

4, 一般的な民事事件（例 損害賠償請求, 売買代金請求）の費用について

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下	8 %	16%
300 万円を超え 3,000 万円以下	5 % + 9 万円	10% + 18 万円
3,000 万円を超え 3 億円以下	3 % + 69 万円	6 % + 138 万円
3 億円を超え	2 % + 369 万円	4 % + 738 万円

- ▶着手金：案件着手に必要な代理費用です。原則、返還されません。最低着手金額は 10 万円です。
- ▶訴訟外交渉→調停→訴訟に移行した場合、各手続きごとに着手金が発生します。もっとも、事案の進行具合に応じて、すでに受領した着手金の一部を訴訟等の着手金に充当する場合があります。
- ▶訴訟の着手金は、原則第 1 審に関するもので、控訴、上告、抗告等の場合は、追加着手金が別途発生します。
- ▶報酬：事件終了時に、案件の成功の程度に応じて支払う金額です。最低報酬額は 10 万円です。
- ▶経済的利益：原則、着手金の場合は請求額、報酬の場合は獲得額又は排除額となります。
経済的利益が算定不能の場合には、800 万円で計算されます。

【例】 300 万円の損害賠償請求をして、判決等で 250 万円の権利が確定した場合

$$\square \text{着手金} = 300 \text{ 万円} \times 8\% = 24 \text{ 万円}$$

$$\blacksquare \text{報酬} = 250 \text{ 万円} \times 16\% = 40 \text{ 万円}$$

5, 離婚事件の費用について

	着手金	報酬
離婚交渉・調停	20～30 万円	20～30 万円
離婚訴訟	30～60 万円	30～60 万円

- ▶訴訟外交渉、調停、訴訟と移行した場合、各手続きにおいて別途着手金が掛かります。もっとも、事案の進行具合に応じて、すでに受領した着手金の一部を訴訟等の着手金に充当します。
- ▶訴訟の場合、着手金は、原則第 1 審に関するもので、控訴、抗告、上告等の場合は、追加着手金について別途発生します。
- ▶金銭請求（財産分与、慰謝料、養育費等）が伴う場合には、に上記 4 の基準に準じて算定された着手金及び報酬金が別途必要です。

【例】 離婚調停を申し立てたが、成立せず、離婚訴訟に移行して、離婚が成立した場合

$$\square \text{離婚調停 着手金} = 20 \sim 30 \text{ 万円}$$

$$\square \text{離婚訴訟 着手金} = 10 \sim 30 \text{ 万 (追加分)}$$

$$\blacksquare \text{報酬金} = 30 \sim 60 \text{ 万円}$$

※上記事案で300万円の慰謝料請求をして、200万円の権利が確定した場合、以下が別途加算されます。

$$\square \text{着手金} = 300 \text{万円} \times 8\% = 24 \text{万円}$$

$$\blacksquare \text{報酬金} = 200 \text{万円} \times 16\% = 32 \text{万円}$$

6. 相続事件（遺産分割、遺留分請求等）の費用について

▶対象となる相続分の時価相当額を経済的利益として、上記4の基準に準じて着手金及び報酬金を算定します。

なお、遺産の範囲及び相続分に争いがないことが明らかな場合は、経済的利益を上記の2分の1として計算します。

【例】 相続財産の総額が5400万円、相続人である子が3名の場合で、依頼者が法定相続分の1800万円の取得を主張して遺産分割調停を申し立て、実際に1800万円に相当する相続財産を取得する内容の調停が成立した場合（遺産の範囲及び相続分に争いがない場合）

$$\square \text{着手金} = 1800 \text{万円} \times 1/2 \times 5\% + 9 \text{万円} = 54 \text{万円}$$

$$\blacksquare \text{報酬金} = 1800 \text{万円} \times 1/2 \times 10\% + 18 \text{万円} = 108 \text{万円}$$

7. 破産、民事再生等

	着手金	報酬金
個人破産の場合	20万円～（要相談）	なし
法人破産の場合	50万円～（要相談）	なし

▶管財事件の場合には、別途予納金が必要になります。

▶債権者から過払金の返還を受けた場合には、別途報酬金として返還金額の20%を頂きます。

8. 顧問料

設計・費用等について個別相談となります。お気軽にご相談ください。

以上

更新日：2021.8.1